

～児童扶養手当制度のご案内～

福祉課 福祉町民相談係 (☎ 66-1311)

■制度の内容

父母が婚姻を解消したり、父または母の死亡などにより父または母と生計をともにしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方または20歳未満で一定の障害にある方)を育てる母・養育者・父が請求することにより手当を受けることができます。

ただし、公的年金を受給できる方や、母または父の配偶者に児童が養育されている場合は対象になりません。

■主な支給要件

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が重度の障がい有する子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑧父母とも不明である子ども

■手当額

手当を受ける人の前年所得が、所得制限

限度額以上である場合は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

また、手当の受ける人の配偶者および生計を同じくする扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、手当の全部の支給が停止されます。

H24.4 改正

支給対象児童	1人当たりの支給額	
	全額支給	一部支給
1人目	月額 41,430円	月額 41,420円 ～ 9,780円
2人目	月額 5,000円	月額 5,000円
3人目以降は1人につき		3,000円

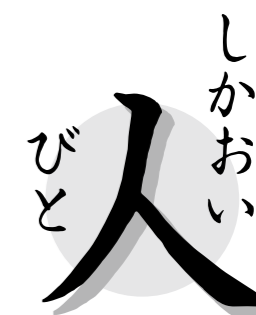
※ 手当額は、年度途中においても改正になることがあります。

■支払いなど

- ①支払いは申請された翌月から支給事由の消滅した月まで行います。
- ②原則として毎年4月・8月・12月に、指定された金融機関口座に振り込みされます。

■問合せ

福祉課 福祉町民相談係
(トリムセンター内 ☎ 66-1311)



- 74 -

鹿追が国内発祥のエンデュランス
競技人口が広がるよう奮闘中。

三井 福成さん (南町1) 北海道エンデュランス協会 会長

今年で13年目となる「2012春季北海道エンデュランス馬術大会」が、6月24日にライディングパークで開催される。道内外から出場の人馬は最長80キロのコースに挑む。

エンデュランスは、乗馬の原点である「馬の長距離移動」を競技に体系化した馬スポーツの一つだが、他と大きく異なり、タイムや技術以上に馬の健康状態が絶対条件である。

平成3年にライディングパーク開設、翌4年、明渠排水の管理用道路などを利用して3〜5キロのホーストレッキングを始めた。「イベント」ホースフェスタ」では、瓜幕の皆さまの協力で畑の中を通していただき、運営にもご協力いただきました」

同8年、前身の「十勝エンデュランス協会」設立。その後、日本馬術連盟のメンバーが来町の際、「鹿追でぜひエンデュランス競技を」と話が持ち込まれ、まず海外先進地から講師を招き競技に関する講習会を実施。同年10月に30キロコースで馬を使った講習会を行った。

同9〜10年「十勝エンデュランス競技会」を40キロコースで開催。「はじめは手探りで運営とルール作りを始めたよ。それに落馬やけががひどかった。逃げた馬が畑を走ってご迷

惑もおかけした。最近減ったけどね」と、国内の先駆けゆえの苦労がうかがえる。

同11年5月、北海道エンデュランス協会設立。当初から会長を務める。

同年「春季・秋季北海道エンデュランス馬術大会」、翌12年9月に第1回「全日本エンデュランス馬術大会」を40、80キロコースで開催、49人馬が出場した。

現在は道内外7〜8カ所で開催されるが、「本州は走路の距離がとれず周回して使用。鹿追は運営体制を含め大変恵まれている」

「課題は、どの世界もだけど競技する若い人の育成だね。馬場や障害は高校・大学に部やサークルがあるが、エンデュランスはなじみが薄く、参加料や借馬料も高い。それと大会運営の人材づくり。商工青年部にもお手伝いをお願いしているよ」

「英語や審判資格の壁があるが、現在の大会を国際馬術連盟公認レベルにしたい」と高い目標を見据える。

「今後も協会運営にあたり、町民皆さまのご理解とご協力をお願いしたい。できれば関心を持って競技を見ていただけるとありがたいです」

馬好きな63歳。「国内、特に北海道にエンデュランスが定着してほしい」

気をつけて！ 悪質商法

6月の消費生活相談員相談日

6月の「消費生活相談員による来町相談日」は次のとおりです。皆さんからの相談は秘密を厳守しますので、安心してご相談ください。

- 相談日 6月29日(金) 午後2時00分〜4時30分
- 会場 トリムセンター
- 相談員 上村正子(かみむらまさこ) 帯広市在住

【資格商法】

資格商法とは「資格を取得すれば、就職や転職に有利です」といった文句で資格講座や教材の契約をさせる商法。資格商法で利用される資格は、行政書士や総合旅行業取扱管理者などの国家資格だったり、業者が勝手に作った国家資格に似た紛らわしい名前だったりさまざまです。

◆ 次のことに注意しましょう

- ・ 資格というのは厳しい試験をくぐり抜けて初めて取得できるもの。「簡単」「誰でも」といった言葉にだまされないようにしましょう。
- ・ 本当に自分に必要な資格なのか、また、いろいろな講座やテキストの費用支払い方法、内容をよく調べて比較してから決めましょう。
- ・ 契約するまでしつこく電話をかけてくる業者には「お断りします」などキッパリと断りましょう。

